

P1. 韓日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)

本会議 会議録、第一一〇次、1951.

分類番号 723.1 JA

登録番号 77

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723.1 JA	77	政務課	1951	番号	始まり 終り
本 1951				C1- 0001	0081~ 0248
一一〇次					

機能名称： 韓日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)

本会議 会議録、第一一〇十次、1951.10.20-12.4.

一連番号	内 容	頁
1	駐日代表部兪鎮午法律顧問の日本出張報告書、1951.9.10	0084
2	SCAP(連合国最高司令部外交局)書簡、1951.10.13.	0111
3	会議録	0126
-1	第一次、1951.10.20	0127
-2	第二次、1951.10.22	0140
-3	第三次、1951.10.24	0150
-4	第四次、1951.10.25	0157
-5	第五次、1951.10.30	0166
-6	第六次、1951.11.8	0178
-7	第七次、1951.11.12	0195
-8	第八次、1951.11.22	0204
-9	第九次、1951.11.28	0228
-10	第一〇次、1951.12.4	0239
		~0248

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 77 保存期間 永久甲

本 1951 一一〇次

機能名称： 韓日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)

本会議 会議録、一一〇十次、

1951.10.20-12.4.

生産課 政務課 生産年度 1951

内容

1	駐日代表部兪鎮午法律顧問の日本出張報告書、1951.9.10	0084
2	SCAP(連合国最高司令部外交局)書簡、1951.10.13.	0111
3	会議録	0126
-1	第一次、1951.10.20	0127

—2	第二次、1951.10.22	0140
—3	第三次、1951.10.24	0150
—4	第四次、1951.10.25	0157
—5	第五次、1951.10.30	0166
—6	第六次、1951.11.8	0178
—7	第七次、1951.11.12	0195
—8	第八次、1951.11.22	0204
—9	第九次、1951.11.28	0228
—10	第一〇次、1951.12.4	0239
		~0248

P4 1. 駐日代表部兪鎮午法律顧問の
日本出張報告書、1951.9.10

P5 檀紀 4284 年(1951 年)9 月 10 日
大韓民国駐日代表部法律顧問 兪鎮午
外務部政務局長 貴下

日本出張報告書

檀紀 4284 年(1951 年)7 月 28 日に釜山を出発して空路日本東京へ赴任した後、現在まで駐日代表部法律顧問として視務して来たが、その間に韓日間に介在する諸般問題に関して調査及び視察した結果を左のように報告するものです。

P6 一、在日僑胞の国籍問題
問題の沿革

連合軍は 1945 年 11 月に発表した「対日初期政策」で韓国人を「解放された民族」**liberated people** に取扱うことを明示したが、1948 年 6 月 21 日付 **SCAP** 覚書においては若干政策を変え、「特別な地位を持った国民」**special status nation** とした。「特別な地位を持った国民」というのは日本人ではないが、そうかといって確定的に日本国籍を離脱した国民とも見られない、一種特異な地位を持った国民という意味だ。連合軍は日本の裁判所で刑の判決

P7 を受けた韓国人で、韓国帰還を希望する者にはその判決を再審査受ける特権を付与し、これを普通の日本国民と区別する措置を取ったが(1946 年 2 月 19 日 **SCAP** 覚書)、一方韓国人が完全に日本国籍を離脱したとは看做しないで、韓国人の国籍は講和条約締結時に最終的に決定するだろうという見解を取って来た。そうして **SCAP** は韓国人の登録と撤帰に関する措置を覚書で発表し(1946 年 3 月 16 日)、これに応じない韓国人は日本人と同一に取扱うことを発表した。

国籍と利害関係

P8 韓国人を「特別な地位を持った国民」又は「第三人」と言って、準日本人として取扱ったのは、日本の利益に合致するものだった。なぜならば韓国人に連合国人待遇をすれば、連合国人に付与された治外法権その他の特権を韓国人に付与しなければならないが、韓国人を日本国民として取扱えば、そのような特権的地位を認める必要がないからだ。しかし講和条約が締結された今に至っては、問題は若干変わったことを注意する必要がある。即ち講和条約が効力を発生した以後には(条約第二十三条に依り、調印各国の過半数の批准がある時に効力を発生するようになっている)、連合国人であっても何らの特権を持たない普

通

P9 の「外国人」に過ぎないので、韓国人を外国人として取扱っても何ら韓国人に特権を付与することにならないだけでなく、日本国籍を持つ者として取扱うより却って、外国人として取扱うことが日本に有利なのである。なぜならば外国人に内国人と同一な待遇 **national treatment** を付与することは、逆にこれを優待することになるからだ。したがって今となっては韓国人を外国人として取扱うのが、日本政府の意図であることに見え、また **SCAP** もこれに対して特に異なる意見を持つはずもないと見る。

国際法上の慣例

一方戦争の結果、領土の変更または新国家の成立がある時に、その領土内に居住している住民、または本籍をその領土に置いている人の国籍が、国際法上どのように取扱かわれる

P10 るかを見ると次の通りだ。

一番目 領土変更の場合にその変更される領土に居住する人たちの国籍は、講和条約が成立する時までは従来の地位を維持するのが国際法上の原則だ。これを韓国の場合に適用するなら、韓国にいる韓国人も講和条約が成立する時までは日本国籍をそのまま保有するというのが従来の国際法上の原則だ。

しかしこのような従来の原則は韓国の場合には適用できないし、韓国にいる韓国人は今回の講和条約締結前に既に事実上だけでなく、法律上でも日本国籍を離脱して韓国国籍を

P11 取得したのである。それは韓国が日本のポツダム宣言受諾に因って、既に実質的に日本の支配を離れ、一九四八年八月十五日の大韓民国政府樹立に因って韓国の独立は既に法的に確定したからだ。同年十二月二十日法律第十六号国籍法の公布は韓国国民の国籍を形式的に確認した措置だった。

二番目 日本にいる韓国人の地位はどうかといえば、第一次世界大戦後には類似した場合に処した人々には国籍の選挙権を認め、本国国籍を選択する人たちは一定期間内に、本国に住所を移転するように要求されるのが例だった。即ちこれを韓国の場合に適用

P12 すれば、日本にいる韓国人は講和条約後に韓国国籍と日本国籍の両者の内ひとつを選択する権限を付与される代わりに、韓国国籍を選んだ場合には一定期間内に韓国に退去しなければならないのである。

しかし以上のような措置を取るためには、日本にいる韓国人が今もなお日本国籍を持っているとする **SCAP** 及び日本政府の見解が正しいということを前提としなければならないが、本人はこの種の見解に同意できない。即ち日本にいる韓国人も、既に韓国国籍を取得したのであり、ただそれを日本政府が確認することだけが残っているのである。領土変更の場合に国籍問題が起き、それが講和条約に依って最終的に処理されるのが従来の国際法

P13 上の例ではあるが、それは講和条約が戦闘行為の終了後幾らもしないですぐに締結される場合に限られるのである。しかし韓国の場合には対日講和条約締結までに、六年という長い時間がかかり、その間に韓国の日本支配からの離脱、大韓民国の独立、その国際的承認等の政治的及び法的変化が起きた。国籍だけでなく領土変更それ自体も、普通の場合には講和条約で初めて変更が行われるのだが、韓国の場合には韓国の独立は既に成立した事実であり、今回の講和条約に依って初めて形成されたのではない。同じように在日韓国人の韓

P14 国国籍取得も、既に実質的には行われたのであり、今回韓日間にある種の条約ないし協定が成立するとしても、それは単純に過去の事実を確認する効果しか持たないものと見るべきだろう。在日韓国人は既に韓国国籍を取得したのであり、残った問題はその事実を日本政府が確認することだけだ。

万一日本側が、在日韓国人の日本国籍に固執するならば一種の二重国籍の問題になるだろう。

在日韓国人の登録問題

- P15 現在在日韓国人に対しては、韓国代表部で登録を受けているが、その成績がごく不良で、一方日本政府では韓国人と朝鮮人(北韓傀儡追随者)を区別し、別に登録を受けているが、前者の八万に対して後者は五十余万という。それなら国籍に関する条約が締結され、これから韓国代表部で登録を受けるとしても、多数の未登録者(北韓支持者)が生じるだろうが、それをどう処理するかという問題が発生することが予見される。
- 万一登録が国籍取得の要件ならば、未登録者は無国籍者に取扱われるだろう。しかし登録は確認行為に過ぎないので、未登録者も韓国国籍を持つ者として処理しなければならないだろう。

在日韓国人の居住と営業権問題

- P16 日本と条約を結んだ結果、在日韓国人が国籍の選択権を得て韓国国籍を取得するのなら、日本側から在日韓国人の韓国撤帰問題を提起する危険性が濃厚だ。しかし前述したように在日韓国人は、既に三年前に完全に韓国国籍を取得したのなら、既に三年も居住した日本から理由なく強制退去される理由はひとつもない。

在日韓国人の財産搬出問題

戦争に因る破壊の結果、在日韓国人の財産を本国に搬出し、本国の復興に貢献させなければならない必要は一層増大しているが、在日韓国人の国籍問題さえ確定すれば、この問題解決の基礎も確立するといえるだろう。

- P17 在日韓国人に対する日本政府の当面政策

日本政府は出入国管理庁という官庁を設けて外国人の出入国に関する事務を管理しているが、その主要目標が韓国人の密入国取締り強制送還にあるのは二言を要しない。現在日本政府は強制送還に関する法律案を準備中というが、聞くところによれば日本共産党関係者、住所不定者、一定な職業がない者等を日本から強制退去させようとしている。共産党関係者の強制退去は仕方ないとしても、その他の規定は濫用される憂慮があるので、わが政府から適当な事前措置があることを希望する。

- P18 二、日本及び日本人に対する韓国及び韓国人の資産及び債権を含む請求権の問題

外観

対日講和条約第四条 B 項に依り、韓国及び韓国人に対する日本及び日本人の資産及び債権を含む請求権の問題は解決したので、同条 A 項に依る日本及び日本人に対する韓国及び韓国人の資産及び債権を含む請求権の問題だけが、韓日両国間の条約又は協定で解決する問題が残っているが、これは再びまた色々な項目に分けて考案することを要する。

- P19 具体的考察に入る前に、わが政府の注意を喚起しておくことは、韓国にある日本の財産が全面的に没収されたことに対して、日本人は暗々裏に大きな不平を持っているという事実だ。本人が直接聴取した情報に依ると、日本人は第四条 B 項の修正のために運動を展開し、講和会議全権吉田首相に陳情書を提出して、それが希望がないと見えると「私有財産制度氏逝去」という怪文書を回すまでした。日本人のこのような不満は何の効果もないものだが、われわれがかれらに相対して財産に関する交渉を行う時に、常に念頭に置かなければならないだろう。

(1) 掠奪財産

- P20 「米国の対日初期政策」United States Initial Post-Surrender Policy for Japan 及び極東理事会 FEC の「対日基本的方針 Basic Post-Surrender Policy for Japan には、日本は識別できない全ての掠奪財産 looted property を即時返還することが規定されている。第二次大戦中韓国は日本の支配下にあったので、この規定は厳格に言えば、韓国にはそ

のまま適用されないものである。しかし調整を要する韓日間の関係は、必ずしも第二次大戦期間中に発生した問題に局限されるべき何らの根拠もないので、掠奪財産返還の問題は韓国の場合には、少なくとも日清戦争時まで遡及してさか上らなければならないだろう。中国に対しては今回の講和条約は、日清戦争の結果まで遡及し是正しようとしている(台湾の毀棄)

P21 壬辰倭乱時に奪取した書画、貴重品等は、返還を要求する根拠があるとしても時間が余りに古くなって、少し異常な感じがある。したがってこの種の文化的財宝の返還に対しては、韓日両国間の文化尊重の精神下にこの種の財宝を相互返還する協約が締結されることを希望する。

(2)一九四五.八.九以後特別な措置を受けた財産

P22 日本にいる韓国及び韓国人の財産は、他の連合国及び連合国人の財産とは異なる事情下にある。即ち、連合国及び連合国人の財産は戦時中、日本の「敵産管理法」(昭和十六年十二月二十二日)の適用を受け日本に管理されたが、韓国及び韓国人の財産は何ら特別な措置を受けなかったのである。しかし戦争終結後、特別な措置を受けたものがある。

一番目は、いわゆる「閉鎖機関」**closed institution**(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、信託銀行、金融組合連合会等の在日機関)のそれであり、二番目は韓国人に支払われる日本の会社、法人等の配当金等がそれだ。このような財産の返還に関しては「連合国人の財産返還手続きに関する覚書」(**Memorandum concerning Procedure for Returning in Japan of Nationals of the United Nations, 6. May. 1946**)が重要な参考資料になるだろう。

P23 (3)韓国に本社を置く帰属企業体の在日財産

一九四九年一月十八日の **SCAP** 覚書に基づき同年八月十日日本政府は、「旧日本占領地域に本店を置く会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(政令二九一号)を公布し、旧日本占領地域に本店を置く会社で日本人の利益が一割以上の一二三社を指定し、これらの会社の日本における事業再開を目的とした、第二会社設立のために日本支店の財産に関する整理事務を認めた。その一千余社の内には高周波会社、小林鋳業その他多数の韓国帰属企業体が含まれているのは勿論で、これら機関の在日財産は相当な巨額に達することが推定される。

P24 しかしこのような財産は全て韓国に返還されなければならない。なぜならばその在日財産は在日機関(支店等)の所有ではなく、その本社の所有であることが明白で、本社の財産は軍政法令第三十三号に依って全て軍政庁に帰属されてから、**1948**年の韓米協定に依り韓国政府に移譲されたからだ。

注意 この財産の返還義務交渉は相当困難が予想される。日本側は持った理由を具して返還したとしないだろう。だからこの交渉は慎重な準備と検討が必要で、またまず詳細な調査に依って証拠と数字を把握しなければならないだろう。

P25 (4)船舶

前に韓国政府は一九四五年八月九日以後**(1)**韓国船籍を持ったし**(2)**韓国水域にあった船舶で日本が不法に携去した船舶三十八隻の返還を受けた。しかし軍政法令第三十三号に依って前示期日に韓国水域にあった一切の日本籍船舶は、韓国に帰属したことが明白なので、その返還を受けなくてはならない。これは既に **1950**年 **5**月に韓国政府から **SCAP** に対して要求中にあるものだ。

P26 去る八月に **SCAP** 民間財産管理局では日本政府に対して、これに関する調査を命じたが、その後本人が入手した情報に依ると、日本政府は全面的にこれを拒否する態度を取っている。日本政府がこれを拒否する理由は

(1) 前示期日にその船舶が韓国水域にあったという証拠が不十分なこと

(2) 韓国側調査に錯誤が多いこと
(3) 今まで SCAP は、前示期日に韓国水域にあった船舶は韓国に帰属するが、日本水域にあった船舶は韓国船籍を持っていても日本に帰属するとして取扱って来たこと等を挙げている。その内(1)、(2)はこれを補充し是正すれば足りるが(3)は強硬な抗議で、SCAP の政策を変更させなければならない。日本水域にあった韓国籍船を日本に帰属させる何らの法的根拠がないからだ。韓国水域にあった船舶は日本籍船でも韓国に帰属するが、韓国籍船は日本水域にあっても、その他どんな水域にあったとしても、韓国に属するもので、韓国に返還されなければならない。

P27
P28 現在日本政府は「金泉号」以下五隻の日本水域にあった韓国籍船が、SCAP の命令で韓国に來航したがそのまま韓国に抑留されたことに対して、返還を要求しているが(「日本船主協会」は「対日講和条約草案と日本海運」という意見書を発表し、これを要望している)、これは理由のないものである。

(5)確定債権

確定債権に関しては既に「対日賠償要求調書」に相当な調査ができていたので、ここで評論しない。しかし(1) 確定債権の請求は「賠償」請求でないことを明白にしなければならないし(2)前記調書は粗雑なので、その項目を整理して法的根拠を明示する必要がある。

(6)朝鮮奨学会その他財産

P29 財団法人朝鮮奨学会は、その財産管理に関して別途に「財団法人朝鮮奨学会維持財団」を組織し、その住所を日本に置いた結果日本法人になってしまった。その結果現在その理事陣には朝鮮人連盟系左翼人物が多数入っているが、これは日本政府と交渉してまず、その理事陣を改替させなければならない。

その他これと類似した性格の財産の有無は調査を要する。

結論と建議

P30 在日韓国人の国籍問題も重要だが、財産問題に入ると問題は一層困難で、日本側との紛糾も予想される。またこの問題は短期間の内に簡単に結末付けられるものでもない。一方わが側に十分な準備がなければ今後も韓日間の交渉において、われわれの物ということをやっと知りながら、日本側に奪われ戻らなくなるのが明白だ。したがって本人は相当な規模の(最小限五人以上の専門家で構成される)機関を駐日代表部内に設置し、三ヶ月ないし一年間この種の事務を管掌させることが絶対必要と思料するので、これを政府に建議する。

P31 2. SCAP(連合国最高司令部外交局)
1951.10.13.

P32 韓日代第 2456 号
檀紀四二八四年(一九五一年)十月十五日
大韓民国駐日代表部 大使 申性模
外務部政務局長 貴下

韓日会談に関する SCAP 書簡上達の件

標記の件に関しては十月十三日連合軍最高司令部外交局から、韓日会談に関する回簡に接したのでここに上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

追伸 本書簡の内容は、同十三日既に大統領秘書室に電話で伝えたことを付言いたします。

-copy-

0113

Diplomatic Section

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission in Japan and has the honor to refer to the latter's note of October 4, 1951 and previous correspondence concerning discussions to be held by representatives of the Republic of Korea and of Japan under the good offices of this Headquarters. The Japanese Government has advised this Headquarters of its willingness to engage in such discussions.

In its proposal to the Japanese Government, this Headquarters suggested that the scope of the discussions, which were originally limited to the nationality and status of Koreans resident in Japan, be expanded to include "the development of agenda and the investigation of ways and means for bilateral negotiation of all outstanding problems between Japan and Korea". The Japanese Government has agreed to this expanded scope and has stated that the development of an agenda will no doubt "pave the way to early opening of necessary negotiations between Korea and Japan".

With regard to the scope of the discussions and particularly to the request contained in the third paragraph of the Mission's note under reference, it should be clearly understood that the good offices of this Headquarters will be limited to the two specific issues of (1) the legal status of Koreans resident in Japan, and (2) the development of an agenda as well as ways and means for the subsequent bilateral negotiation of outstanding problems between Korea and Japan. These present limitations are consistent with the Mission's statement in its note under reference that, "this Mission has no objection to the SCAP's proposal to take up as the first item of the agenda of the conference the problem of legal status of Korean residents in Japan which will be succeeded by the discussion on the overall agenda and ways and means for bilateral negotiation".

As was stated in this Headquarters' note of August 16, 1951, the participation of this Headquarters in these discussions will be limited to the designation of officers who will be present in the capacity of observers. They will thus not be expected to take an active part in the proceedings or to express positions on behalf of this Headquarters. The functions of these observers will

0114

P35

terminating with the mediation of an agent and the establishment of days and dates for bilateral negotiations of problems between Korea and Japan. It is noted that these subsequent bilateral negotiations will be arranged directly between the governments of Korea and Japan at the mutual convenience of both parties.

As proposed by the Mission, it has been arranged that the first meeting of the representatives of the Republic of Korea and of the Japanese Government take place in the offices of the Diplomatic Section on Saturday, October 20, at 10:00 A.M. It would be appreciated if the Mission would indicate at its early convenience the names of the Korean representatives who have been designated to take part in the forthcoming discussions.

Tokyo, October 13, 1951

To the
Korean Diplomatic Mission,
Tokyo

0117

0115

P36 副本 外務部長官 貴下
韓日代第 2453 号
檀紀四二八四年(一九五一年)十月十五日
大韓民国駐日代表部 大使 申性模
大統領 首席秘書官 貴下

韓日会談に関する回報の件
標記の件檀紀四二八四年(十月)十三日付大秘無番号「韓日会談に関する指示の件」四項目に対して左記のように報告するものです。

記

第一項目に関しては、これを了知確認した。

P37

第二項目 外務部長官名義で作成された韓日会談に関する十月十六日付覚書は、通商局長から接受して同八日該当書に依拠した文書を連合軍最高司令部外交局に提出したが、これに対して同外交局から何らの書面回答がない。

第三項目 本代表部は韓日会談に関する外交折衝においても本国からの各種下示を受け、またはそれに依って主動的行動を取っているだけでなく、この会談においての議題内容も自主的に想定し準備に万全を期している等、決して **SCAP** 当局又は日本政府側の外交折衝に左右されないように全ての努力をしていたが、九月二十六日及び九月二十七日

P38 付電話指示を奉して、在日韓人の法的地位問題を含む全ての未決事項を解決できる、全般的韓日会談開催を **SCAP** 当局に要求し、在日韓人国籍問題だけを局限しようという日本政府の意図を封鎖させたが、その後日本外交当局はこの要求に応じて新しい案を提出して来たので(十月一日付韓日会談開催に関する件既報)、この新提出を本国に伝えると同時に本件に関する下示を仰請し、同月三日外務部長官からのこれに対する電話指示に依拠して、同月四日本代表部は **SCAP** 外交局に本件に対する要望を再提出したが(十月四日付韓日会談開催に関する件既報)、同月十三日前記外交局からこれに

P39 対する正式書面回答に接したので、同月十三日その内容を大統領秘書室に電話で伝え、同十四日大統領閣下からこれに対する親書電話で受け、同十五日これを **SCAP** 当局に伝えた。以上は本件に関する連合軍最高司令部との交渉経過だが、本代表部は初めから本件に関して日本政府と直接交渉したことがなく、また非公式に日本政府の態度とその意図を調査して対策を立て、前記覚書の精神が具体化するように努力して来たことを付言する。

第四項目 **SCAP** 当局の韓日会談参加に関しては(1)形式上では対日平和条約の発効までは、日本は連合軍最高司令部の管理下にあるということ(2)内容上では韓日間の未決事項の

P40 内、若干の問題はその性質上占領軍所管事項に該当すること。また今度の平和条約第四条 b 項に関連すること等の根拠を明示、または理解させ、**SCAP** 当局の援助と協力を積極要請するし、また現在している。

以上

P41

P42 副本 外務部長官 貴下
韓日代第 2454 号
檀紀四二八四年(一九五一年)十月十六日
大韓民国駐日代表部 大使 申性模
大統領 閣下

韓日会談に関する十月十四日付「電話指示」の件

標記の件韓日会談に関する十月十三日付連合軍最高司令部外交局書簡に対して、十月十四日(日)大統領秘書室の電話指示に依拠し、別紙のような文書を作成して十月十六日その正本を同外交局に、また副本を連合軍最高司令官に各提出したので、ここに報告するものです。

P43 別紙書簡の写本

REPUBLIC OF KOREA

KOREAN DIPLOMATIC MISSION IN JAPAN

The Korean Diplomatic Mission in Japan presents its compliments to the Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers and has the honor to acknowledge receipt of the latter's note of October 13, 1951 addressed to this Mission.

This Mission takes particular notice with appreciation of the fact that the Japanese Government agrees to our proposed scope of agenda or the general outline for discussion regarding the coming conference between the representatives of the Governments of Japan and Korea.

In the opinion of the Korean Government, matters that should come up first for discussion are the major problems satisfactory solution of which will pave the way for the re-establishment of diplomatic or commercial relations by our two Governments. However, the Korean Government is willing to take up first the question of legal status and citizenship of the Korean residents in Japan as suggested by the SCAP.

In the light of the past role the United States has played in the various aspects of the relationship between Japan and Korea, it is the opinion of the Korean Government that the SCAP should participate in the projected discussion with the view of effecting mutually satisfactory solution of the problems now pending between Japan and Korea.

The Korean Government further hopes that it will be ~~definitely understood that~~ when the discussion either settles or finishes the talks on any of the problems suggested either by the Japanese or the Korean Government, the session will continue so as to consider all of the outstanding problems that have to be settled by the two Governments.

As/

203

* 0124

As temporary measure, the Korean Government has appointed Dr. You Chan Yang, Korean Ambassador in Washington to represent the Korean Government with Ambassador Jungsoo Chin as alternate. In the latter's absence on account of illness, Messrs. Chin O Yu and Song Don Lin, and Dr. Hongkee Karl who will be the members of the Korean Delegation will participate in the discussion

Tokyo, October 15, 1951

To the
Diplomatic Section,
General Headquarters,
Supreme Commander for the Allied Powers,
Tokyo

204

4 0125

P46 3. 会議録

P47 3-1. 第一次、1951.10.20

P48 韓日代第 2481 号

檀紀四二八四年(一九五一年)十月二十三日

大韓民国駐日代表部 大使 申性模

外務部長官 貴下

韓日会議に関する経過報告の件

標記の件十月二十日(土)から開催した韓日会議に関して

別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第一次韓日会議経過報告書

別添 第一次韓日会議経過報告書

P49 韓日会議経過(第一日 十月二十日 土)

一、開会 午前十時十二分 於 DS/SCAP

二、出席人員

a. 韓国側

1. 代表 梁祐燦大使、申性模大使、兪鎮午総長、林松本頭取、葛弘基博士

2. オブザーバー Oliver 博士、朴東鎮秘書、金泰東 以上八名

P50

b. SCAP 側

1. 代表 SEBALD 大使、サリバン書記官(Mr. W.H.Sullivan DS)

2. オブザーバー ベシン(Mr.J.Bassin LS)、R.B.FINN 二等書記官、
McDONALD 一等書記官、GARDINER 一等書記官、カニンズ公報官

c. 日本側

P51 1. 代表井口外務次官、千葉皓、平賀健太法務府民事局附、田中光男出入国管理庁第一部長

2. オブザーバー 佐藤条約局法規課長、後宮管理局総務課長、秘書二名 以上八名

三、会議経過

1. SEBALD 大使の開会辞(別添の通り)

2. 井口次官の歓迎辞(別添の通り)

3. 梁大使の答辞

以上 ADDRESS 終了後、各主席代表三者退場し、Sullivan 書記官が会議進行を主宰した。

4. 用語問題

日本側から韓国代表は日本語を理解するので、必要に応じて英語と

P52

7. 月曜日(二十二日)午前十時本場所で再会することにして十時四十五分閉会した。

P53 △韓日会談韓国側出席者名簿

首席代表 駐米大使 梁祐燦

交替首席代表 駐日韓国代表部公使 金溶植

代表 外交委員会委員弁護士 任哲鎬、高麗大学総長 兪鎮午、殖産銀行頭取 林松本、
法務部法務局長 洪璣基

専門委員 駐日韓国代表部参事官 柳泰夏、外務部政務局長 金 東祚、

P54 駐日韓国代表部一等書記官 崔圭夏、駐日韓国代表部政務部長 金泰東、
韓国銀行調査部長代理 李相徳、交通部海運局長 黄富吉、
商工部水産局漁労課長 池鉄根 その他随員員数名

△韓日会談日本側出席者名簿

首席代表(全権) 外務省顧問 松本俊一

代表 法務部民事局長 村上朝一、外務事務次官 井口貞夫、外務省条約局長 西村熊雄、
外務省アジア局長 倭島英二、外務省参事官 大野勝巳、大蔵事務次官 舟山正吉、

P55 水産庁長官 塩見友之助、運輸省事務次官 牛島辰彌

随員 法務府民事局主幹 平賀健太、法務府賠償庁次長 河崎一郎、
入国管理庁実施部長 田中三男、外務省参事官 千葉皓、大蔵省理財局長 石田正、
水産庁次長 永野正二、運輸省海運調整部長 国安誠一 その他随員 数名

August 11, 1953

Supreme Commander's Headquarters

It is a pleasure indeed to be able to say these words to you in connection with your presence here at the table. At a time when violence is so prevalent throughout the world, it is reassuring to be present when the representatives of two nations sit down in a spirit of calm and sincerity, purpose to seek solutions to their mutual problems. I feel confident that there is no difference between the Republic of Korea and Japan which cannot be solved in this way.

Since the Supreme Commander's Headquarters has taken the initiative in arranging these talks I feel it proper to review the circumstances which have led us to this conference table.

All here will recall that the original intent of our invitation was to bring together both your governments so that you might independently seek a determination of the nationality and legal status of those Koreans who are resident in Japan. In such a meeting the Japanese government was assured that it had full power to negotiate and if possible to conclude agreements without the specific approval of the Supreme Commander.

Although both governments accepted this invitation, the Korean government subsequently requested that the scope of the proposed discussions be expanded to consider ways and means for the solution of all problems outstanding between Korea and Japan. This Headquarters agreed to lend its good offices to an expansion of these talks for the purpose of developing an agenda out of which it is hoped that ways and means to solve these outstanding problems can be found. The Japanese government has agreed to the expanded scope of the talks and has indicated a desire to be informed of the Republic of Korea's proposals concerning these subjects.

With these understandings clearly in mind, it is anticipated that the representatives assembled here today will have the opportunity to expand more fully on their governments' positions at this table. In this connection I would like to make clear the talks on behalf of the Supreme Commander. These officers will not take an active part in the proceedings or express binding propositions on behalf of this Headquarters. Their functions will terminate with the scope of the talks which I have outlined above. It is assumed that subsequent bilateral negotiations between the Governments of Korea and Japan will be arranged directly between the two parties at the mutual convenience of each.

I am sure that all you gentlemen are keenly aware of the serious import which these talks hold for the peoples of both your nations. I am sure that you will serve both your governments and your peoples with distinction. I wish you the greatest measure of success as a foundation for lasting unity between your two nations.

Press Release

October 20, 1951

Representatives of the Republic of Korea and Japan met in Tokyo this morning to seek solutions to several problems of mutual interest. The conferees, in a series of sessions arranged by SCAP's Diplomatic Section, will discuss as their initial item of business the nationality of an estimated 800,000 Koreans now residing in Japan.

The Korean delegation to these talks is led by Dr. You Chan Yang, Korean Ambassador to the United States. Mr. Susao Iguchi, Vice-Minister for Foreign Affairs, heads the Japanese delegation.

Ambassador G.J. Sebald, Chief of SCAP's Diplomatic Section, opened the first session with a brief statement and then turned over the business of the conference to the delegations. Representatives of SCAP's Diplomatic Section will attend the meetings as observers but will not take an active part in the discussions.

In opening the talks, Ambassador Sebald stated: "At a time when violence is so prevalent throughout the world, it is reassuring to be present when the representatives of two nations sit down in a spirit of calm and sincere purpose to seek solutions to their mutual problems." He expressed his confidence that there is no difference between the Republic of Korea and Japan which cannot be solved in such an atmosphere and manner.

Mr. Iguchi speaking on behalf of his Government welcomed the Korean delegation to Japan and described the sessions as a momentous event. He said: "I feel that discussion of the question of nationality will eventually lead us to the question of making a basic and lasting agreement to regulate the future of our two countries."

In reply to Mr. Iguchi's statement, Ambassador Yang declared: "Being the closest neighbors, Korea and Japan should now endeavor to forge their diplomatic and commercial relations ready to function when the Japanese Peace Treaty goes into effect. That is the only way, we believe to preclude the undesirable gap that is otherwise bound to arise. The Government of the Republic of Korea has publicly declared more than once its willingness to bury the hatchet and promote friendly cooperation with Japan in the face of communist aggression that threatens the peace and security of the Pacific area and indeed those of the world."

In addition to Dr. Yang, the Korean delegation includes Ambassador Sung Mo Jihn, Chief of Korea's Diplomatic Mission in Japan, as well as advisers Chin O Yu, Song Jon Lin, and Dr. Jongkee Karh. Assisting Mr. Iguchi, the Japanese representatives are Messrs. Koh Chiba, Mitsuo Tanaka, Kenta Hiraga, Torao Ushiroku, and Nisshi Sato.

217

0137

address of His Excellency
at the meeting of Korean and Japanese representatives
on October 20, 1951

Your Excellencies and Gentlemen,

It is indeed a great pleasure for us to meet His Excellency
Dr. You Chan Yang, Korean Ambassador to the United States, and
other representatives of the Republic of Korea at this meeting
today, which was made possible through the good offices of the
General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers.

I feel this meeting to be a momentous event, as it is the first
occasion on which representatives of the Japanese Government are in
their own capacity meeting with representatives of the Republic of
Korea for conversations on problems of mutual concern, and also
for the fact that a start, however small, will have been made in
laying anew the foundations for a lasting relationship between our
two countries.

As you know, we in Japan are now proceeding to the ratification
of the Peace Treaty with the Allied Powers which happily for us was
signed recently in San Francisco, and it is our hope that by early
spring next year the necessary number of ratifications will have
been obtained, causing this instrument to come into force and
enabling Japan to join with others as a sovereign nation in the
promotion of the common welfare and the maintenance of international
peace and security. It, therefore, seems opportune that we should
now start thinking of preparing the various arrangements which
will be necessary to implement the terms of the Peace Treaty.

In this connection, I am particularly happy that the opportunity
has been afforded us to enter into discussion with Korean representa-
tives on a question arising out of the Peace Treaty, namely, that of
the legal status of Koreans residing in this country. I think a
discussion of what that legal status should be once the Peace Treaty
comes into force and of what measures, legal and otherwise, would be
necessary to conform with any change in legal status, would be very
profitable.

It is, furthermore, my understanding that the Korean representa-
tives have the intention to make some proposals concerning the
development of agenda and the investigation of ways and means for
the negotiation of all problems outstanding between our two countries.
We are glad to have the opportunity to study whatever proposals
may be made and shall be only too happy to give them serious consider-
ation.

I feel that discussion of the question of nationality will in
any case eventually lead us to the question of making a basic and

0138

lasting agreement to regulate the future relations of our two countries. Not only the cultural and economic ties which have for centuries bound us closely together, but also the circumstances in which we find ourselves today, seem to point to the desirability of establishing a basis for formal relationship as soon as the peace treaty comes into force. Although this thought has been in my mind for some time, I am afraid we as representatives of our government are not prepared for the moment to go very far into this matter, particularly, as we shall for some time be preoccupied with matters bearing on the ratification of the peace treaty itself. But I think that the matter of a basic agreement is one of major importance which should nevertheless be included in any agenda for future negotiations between our two countries. We would appreciate it very highly if the Korean representatives would be good enough to give us their views on this subject. Their views will receive the most serious consideration on our part, and will I am sure give us a start in paving the way to the opening of negotiations for such an agreement at an early date.

In closing, I would like to renew my greetings to the representatives of the Republic of Korea and to assure them of our good will and sincere desire to work out mutually satisfactory solutions to the various questions which will come up. I would like also to take this opportunity to express the profound gratitude of my government for the good offices of the General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers in making possible this meeting and for the facilities which have generously been provided, particularly the assistance of the officers of the Diplomatic Section who I understand will be present at the coming sessions.

219

0139

P60 3-2. 第2次、1951.10.22

P61 韓日会議経過大要

第二日 十月二十二日(月)

一、 午前十時開会

二、出席者

1. 韓国側 代表 梁祐燦大使、兪鎮午総長、林松本頭取、葛弘基博士
参観 金東祚政務局長、**Oliver** 博士、朴東鎮秘書官、金泰東政務部長、

P62 姜玉子女史

2. 日本側 代表 千葉皓参事官、田中光男部長、平賀健太局附、後宮課長、佐藤課長、
補助秘書 今井実外務事務官、佐治誠外務事務官

3. **SCAP** 側 **Sullivan** 書記官、**GARDINER** 書記官、**FINN** 書記官、**McDONALD** 書記官、
P63 Bassin 法務官

三、会議経過

開会前に韓国側から速記者を連行したことに対して諒解を要請したところ、日本側から詳細な質疑があり約十分間論議した後、結局は諒解を得て午前十時十分の開会した。

1. 議長問題

SCAP 側から、今日からは **SCAP** 側はオブザーバーなので、双方が打ち合わせて会議を進行せよという発言があり、

梁大使から、議長は交替就任するとして、日本側が最初に就任して、毎日交替するとか、毎週交替するとか、時期を決定するのはどうかという提議があったが、

P64 日本側から議長を置く必要の有無を論じ、過去経験上両者間の交渉は無議長であるのが良いということ、及び代表が少人数なので議長に就任すると自分の発言をできないと言ったのに対して、

韓国側から開閉会採択時に議長がいた方が良好だろうし、また議長でも自分の発言をできると答弁したが、結局日本側に譲歩同意した。

2. 梁大使講和

梁大使から個人的意見であると前提され、「今回の会議の成功を両国のために希望し、会議進行上率直な友好的、開放的で誠意ある発言を願い、また言語の術策的遊戯をしないで誠心誠意でしてくれることを望む。われわれは過去の韓日間に存在していた敵対心 (**HATCHET**) を捨てて和睦し、公正率直に両国の子孫万代と世界自由国家に寄与しようと本会議で努力するつもりだ」という講和があった。

3. **AGENDA** 問題

P65 続いて梁大使から、韓国側が準備した **AGENDA** 案を提出され、議題一、会議の組織は最初、議長問題時に討議審了したので第二に入ろうという提議があって、葛博士から船舶問題は六〇日期限が差し迫ってやむを得ず挿入したという補充説明があった。

日本側から前項梁大使の講和に対して、公正で誠心誠意率直に進行させることを確約した後、梁大使のお言葉の中に和睦しよう (**BURY THE HATCHET**) と言われたのは和睦する如何なるものがあるのかと質問し、**AGENDA** に関しては第一に在日韓国人の国籍問題を討議することにして、その後その他の問題討議をすることで諒解したのだが、船舶問題は駐日代表部と直接交渉せよという **SCAP** 指示なので法的地位の件が終了した後に討議するのが良いという反対に対して、

P66 梁大使は、駐日代表部も大韓民国政府を代表するものであり、わが会議代表も政府の代表なので、本会議で討議するのを望むという発言があったが、

日本側では代表団メンバーを変更しなくてはならないので難しいので、**2C** に含ませて欲

しいという要請があり、政府に報告して決定するとして、

葛博士から日時の問題で、「十八日しか残っていないので万一、日本側が船舶問題を他の問題討議後に押すならば、無期延期にしようという風に認められる」と言ったが、

梁大使は船舶問題は C.に入れても良いとして、

日本側で即時謝意を表し、今度の会議以外で別に離して船舶問題を討議するだろうとした。

だが葛博士は、わが側は国籍問題にも委員を任命するので、ここでしょうが他所でしょうが、委員会で研究させようという補充説明があった。

日本側の、同時にするのかという質問に対して、

P67 委員会が両方同時でも良いし、先後があっても良いと答弁すると、

日本側は即答不能なので政府に報告すると言った。

4. 国籍問題

日本側発言=両国においてとても重要な問題だ。平和条約第二条に依って、平和条約が発効したら日本国籍を喪失することは明白だ。だから国籍変更時をどの時を限界にするかが問題だ。またどの国の政府が在日韓人の保護責任を取るのか、これが解決しなければならぬ第一の問題だ。勿論近い将来に韓国が統一することを信じるが、現在二個の政府があることは無視できない事実であり、現在在日韓人の一部の態度が大韓民国に加担してしないのも事実だ。しかし大韓民国政府が在日韓人に関する一切の責任を持つならば、日本は大韓民国国籍を認定するだろうから、韓国側でこの責任を持つ具体的法案と手続き

(STEP)に対する確固とした

P68 梁大使から SCAP に一任すると数回提案したが、土曜日の会議の決定がそうでないという理由から論議され、梁大使再び、今日の会議内容は全部発表しても良いから保留しないと云われたが、結局

a. AGENDA を討議したということ

b. 韓国側で委員を任命し討議させるということ

c. 国籍問題に関しても多少討議したということ

以上だけ発表することに決定した

(日本は国籍問題に関するある種の原則「A CERTAIN PRINCIPLE」に合意したと発表しようとしたが、SCAP 側の調整で前記のように決定した)

7.閉会 午前十一時三十分

P69

KOREAN JAPAN NEG. JUNCT.

October 22, 1951

Proposed Agenda

1. Organization of the conference —
2. Adoption of agenda
 - a. Legal status of Koreans in Japan
 - b. Execution of SCAP's note dated 10 Sept., 1951
 - c. Development of agenda and ways and means for the future negotiation
3. Ad hoc matter

231

0119

P71 韓日代第 2482 号

檀紀四二八四年(一九五一年)十月二十六日

大韓民国駐日代表部 大使 申性模

外務部長官 貴下

韓日会議に関する経過報告の件

標記の件韓日会議に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第三次韓日会議経過報告書

別添 第四次韓日会議経過報告書

P72 韓日会議第三日経過

十月二十四日(水) UN DAY

一、開会 午前十時十分

二、出席人員

1. 日本側 第二回と同一

2. 韓国側 第二回と同一

3. SCAP 側 Sullivan 書記官、CARPENTER 書記官、GARDINER 書記官、
CRUME 書記官、EASTMAN 書記官(韓国から)

三、会議経過

P73 1.開会初に Sullivan 氏が金溶植代表を紹介した後、第一日会議録案を配布し、採択要求

韓国側・・・OK. 謝意表明

日本側・・・閣下と同感である。

2. 船舶問題

日本側から前回韓国代表が提出した AGENDA 案の「九月十日付 SCAP 覚書施行の件」は、その時の態度が今も変更になった点がない。即ち SEBALD 大使の開会辞にも明瞭だが、今回の会議は在日韓僑法的地位の件と AGENDA を協議しようと召集されたものだ。もしもその他の船舶問題が時間上制約があるならば、本会議以外で別途会議するべきだ。

SCAP 九月十日 NOTE というのをわれわれは公的には知らないので(

P74 KNOWLEDGE) 韓国側から内容を知らせていただきたい。COPY をくれればもっと良いと言うので、

韓国側から六十日以内に交渉しようという内容だと説明し、SCAP の同意を得ると、

再び日本側から六十日以内に解決しろということなのか、交渉を再開しろということなのか再度問いがあり、

交渉を開始せよということだと説明をしたところ、

日本側から、船舶問題のどんな点を討議するのか、韓国籍船舶引渡しの件以外に他の CLAIM を提出するのか問いがあり、

SCAP の NOTE に限定すると答弁すると、

日本側から、船舶問題は SCAP が出席せず韓日両国で決定することになったのに、本会議で採択討議することになれば SCAP 側の意図と違って来ると言い、再び Sullivan 大使

P75 開会辞を論議したが、

結局は日本側が、「近い将来」に船舶会談を開催する。だから SCAP NOTE の写本を欲しいと言うので、

韓国側から「近い将来」を再質問すると、

日本側で「二週間以内」と答弁し、

韓国側は、後で書類写本を渡すと約束した。

日本側はくり返し、韓国側が本件船舶問題に何を関連させて聞くのか追求し、自分の側では一九五〇年二月十五日付の **SCAP NOTE**(別添)も含めて討議すると誘引したが、

韓国側では明確な答弁を回避し、とにかくわれわれは代表を任命するので、日本側でも運輸省とか外務省とか代表を指名して、日時と場所を通告して欲しいと言った。

P76 日本側は再び強硬に、本会議と船舶会談の分離を主張したが結局、後には「委員会の決定を本会議に上程するのは駄目だ」と力説した。

韓国側では、委員会が円満な決定を見られない時は本会議で取扱うのが当然だと主張すると、

日本側は明朝までに回答すると言った。

3. 韓国側各要求条項の件

日本側は真剣に韓国側が将来提出する **AGENDA** 内容を予知しようと相当追及したが、韓国側からは、それは **2C**. 討議事に話すとし、漁業協定、請求権問題等だが、まだよく分からないと答弁し、日本側の想定議題を要求した。

日本側は、当初に韓国側意思を聞こうとしたと言ったが、

梁大使が、それが不公正だと指摘すると、

よく考慮すると言った。

P77 4. 発表関係

SCAP 側から「前回梁大使が **PRESS RELEASE** を **SCAP** でせよという発言があったが、重要な討議又は決定がある時だけ **SCAP** が **JOINT RELEASE** するという **SEBALD** 大使の意思伝達があつて閉会した。

5. 閉会午前十一時二十六分

P78

COPIES

CIVIL PROPERTY SUBMISSION
140 500

095 (10 Jan 50)CPC/PP

15 Feb. 1950

MEMORANDUM FOR: Civil Property Division, Reparations Agency,
Japanese Government, Tokyo, Japan.

SUBJECT: Return of Cargo Vessels to the Korean Mail
Steamship Co.,

1. Reference is made to:

a. Memorandum for the Japanese Government, file AG 095
(8 Jan. 49)CPC/PP, SCAPIN 7010-A, 16 December 1949, subject, same
as above, from General Headquarters, Supreme Commander for the
Allied Powers.

b. R.A.P. No. 21 (18), 10 January 1950, subject as above.

2. Title to the five vessels referred to in paragraph 1b above
presently rests with the Tokyo Branch of the Korean Mail Steamship
Co., but in compliance with reference 1a above will be transferred to
the Japanese Government. However, the Japanese Government is not
authorized to press for their return to Japan at this time. Settle-
ment of the claim to these vessels is subject to ultimate determina-
tion by treaty or otherwise between Japan and Korea.

3. The exchange of vessels between the Japanese Government and
the Korean Mail Steamship Co. branch in Japan will be settled when
title to the five vessels is transferred to the Japanese Government
and the following four vessels are delivered to the Korean Mail
Steamship Co. branch in Japan.

- a. Ujima Maru
- b. Dui Maru
- c. Fook Maru
- d. Kurotsu Maru

These vessels should be delivered in operable condition by 1 March
1950.

S. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian.

240

0156

P79 3-4. 第4次、1951.10.25

P80 韓日会議第四日経過
十月二十五日(木)

一、開会 午前十時

二、出席者

1. 日本側 前回と同一

2. 韓国側 前回と同一

3. SCAP 側 Sullivan 書記官、CARPENTER 書記官、GARDINER 書記官、
BASSIN 法務官

三、会議経過

1. 会議録案採決

SCAP で作成した会議録を配布して審議採決した。

P81 2. 船舶委員会の件

日本側から船舶引渡しの件は 10 月 30 日(火)に始めることを望み、「韓日間船舶所有権諸問題討議決定」のために日本側では外務省から一名、運輸省及び大蔵省から各二名計五名程度を任命することと、人名は後で通告するが場所は運輸省に決定を一任したので同意して欲しいという提議があり、

梁大使、日本側代表の決定権所持有無を質疑すると、最終決定権を付与すると言うので、結果を本会議に報告させようと提議した。

日本側から「報告」だけするのか、「報告させて討議するのか」を再度質問し、「報告だけする」という答弁があり、本件合意した。

P82 韓国側から、本件分科委員会では用語を制限しないで、自由に理解できる言語を使えるようにしようと提議し可決した。

3. 在日韓人の法的地位の件

日本側から質問するには法的地位の件に関して、韓国側が非公式委員会まで組織するというのは、どういう点を討議するためにかと言うので、

韓国側から、本件は韓日両国の利害に関連するので、日本側の意思を先に話せと要求し、日本側からは

a. その他の問題の進展のための基本事実確認のための在日韓僑の現況

b. 国籍帰属問題

P83 c. 国籍決定後の具体的取扱問題

このような点を討議する意思だと言うので、

韓国側から、本件は財産権、居住権等が含まれるものだと指摘したのに対して、

日本側では、月曜日前回の会議で決定したと主張し、日本側提案(別添)を印刷配布して討議を要請した。

これに対して韓国は、これらの問題が全部在日韓僑を日本がどのように取扱うかに関連するので、委員会で討議させようと主張し、梁大使は大韓民国が全責任を持って引き受ける用意はあるが、日本がそのまま全部追放するなら重大事だと言ったのに対して、

日本側からは、取扱問題は友好通商条約で取扱うだろうと言い、印刷配布した件をこの会

P84 談で決定し、その他の問題だけ委員会で取扱かおうと主張したが、

韓国側は、在日韓僑は在日他の外国人とまるで特殊な事情にあるという点を力説して、他の外国人と同じように永住許可を再び取れ等は矛盾だと指摘した。

日本側はこれに、「韓国側は在日韓人取扱問題の決定前には、国籍帰属問題の討議を拒否するのか。特に梁閣下が月曜日の会議で全責任を持つと言われたし、また閣下がその時、日本政府の完全な公正(FULL JUSTICE)を要求されたのに対して、他の在日外国人と完全に同一な取扱をすると言ったが、それ以上何をまた追加することができるのか」と質問するので、

韓国側では、在日韓僑が一般外国人とはまったく異なった地位があるので、**P85** 一般在日外国人と同一な取扱をしてはならないというもので、またこの問題は韓日両国の利害事なので、長期においては日本もそうすることが有利だろうと言うと、

日本側は、特別取扱は他の外国人に影響が大きく、他の国からも同一な要請があるだろうと言ったのに対して、

わが側が在日韓僑の特殊地位は周知の事実で、財産権と永住権を許与し日本の利益を害しないようにするのが良いと要求すると、すぐに

日本側が永住権と財産権以外の韓国側要求を質問したが、

韓国側から、委員会に任せることだが、この二つ等は重要な点だと言うので、

日本側は、非公式会議でも日本代表は結局今のメンバーと同一だろうから、ここでその**P86** まま **OFF THE RECORD** で討議しようと言った。

韓国側は、この場で会議すること、日本側代表が誰になるか関係なしに可だと言うと、

日本側が来週まで休会することを提議し、結局十月三十日(火)船舶問題委員会と同時に

DS 本会議場で会合することとした。

韓国側から、委員会での用語は自由にしようと言い、合意した。

3.閉会 午前十一時二十分

1. All Koreans resident in Japan shall lose the nationality of Japan and obtain the nationality of the Republic of Korea on the coming into force of the Peace Treaty.
2. Whether or not an individual is a Korean resident in Japan shall be determined by the family register concerned.
3. Naturalization will be permitted in accordance with the provisions for naturalization as stipulated in the Law of Nationality in force in Japan.

Proposed by Japanese delegates on 25 Oct. 1951

Korea - Japan Conference

0155

249

P88 3-5. 第五次、1951.10.30

P89 韓日会第弐号

檀紀四二八四年(一九五一年)十月三十一日

対日講和会談大韓民国代表团 団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第五次韓日会議経過報告に関する件

標記の件に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第五次韓日会議経過報告書

P90 韓日会議経過(第五次 十月三十日 火)

一、開会 午前十時二十分 (日本側代表遅刻で 20 分遅く始まる)

二、出席者

1. 韓国側 代表 金溶植、兪鎮午、林松本

参観 Dr. Oliver、金東祚、金泰東、金永周、全斗錫

2. 日本側 前回と同一

P91 3. SCAP 側 McDONALD、Sullivan、CARPENTER、GARDINER、BASSIN、
PETDUK(向韓赴任途中)

三、会談内容撮要

1. 分科委員会設置の件

開会劈頭日本側は、この会談は本会議だと言い、在日韓僑法的地位の件に関して、分科

P92 委員会を任命するのはまだ研究する問題があったとしたが、前回の会議録その他から見て結局日本側からは

i 分科委員会設置に同意する

ii 在日韓僑処遇問題を非公式討議し

iii 分科委員会でした発言は言質的にせずに(NON COMMITAL)

iv 最大限自由な討議をするが

v その帰結は本会議に上程討議しよう、という提議があった。

韓国側が、分科委員会の使命を「取扱問題」に限定する理由を質疑したところ、

日本側からは、梁大使が前回会議時に「国籍問題を解決する前に韓僑取扱問題を討議しなくてはならない」という言葉があったが、ただこれに従っただけだという説明があった。

故に本問題は分科委員会に移管することで合意した。

P93

2. 新聞宣伝の件

日本側から、最近国籍問題に関して在日韓僑間に不安動揺があるから、これを除去されるために公報発表をしようかと言い、特に明後日十一月一日出入国管理令が発効するが、その前日である明日(十月三十一日)朝刊に発表するように公報したいと前添発表案を提示した。

これに対して韓国側は発表文案中「即時出入国管理令が在日韓僑に適用されない」という文句の説明を求め、将来適用するということなのかと質問すると、

日本側答弁は、将来に適用されるか否かは今言えないが、在日在日韓僑の国籍が決定され、外国人として本令の適用対象になるとしても、平和条約発効後ではないかと予想され

P94 る。また問題の句は目下共産党が、今度の会談が終了すると即時出入国管理令が適用され、

在日韓人は残らず追放されると宣伝中なので、「即時適用されるのではない」ということを表明する必要があつて挿入したというものであつた。

韓国側は、本会議が出入国管理令がどういふものか審議しない限り、本政令に関連する発表には賛同できないので、日本側発表案は受け取るが賛否は保留すると指摘し、韓国側でも別途発表するから必要なら事前にわが側発表文案を日本側に送ると言い、

日本側がそうすることを望むという回答があつた。

3.分科委員会移管に関する細目協定

i 委員数—日本側が田中を首班とし、平賀、今井三人にすると言ふので、

P95 韓国側も三名を指名し、兪鎮午を首班に、金東祚、金泰東を委員と通告した。

ii 用語問題—**SCAP** 側で出席しないと言ふので、韓・日両語と英語を自由に使用することにして、韓国側からは通訳を委員の中から一名指名すると通告した。

iii 日時と場所—今日即時開会するようにして、本会議場所を継続使用できるようにした
(**SCAP** 側から前日連絡さえあれば何時でも使用できるという諒解があつた)

iv 記録報告—分科委員会の重要な討議及び合意した点は英文で作成し報告させるようにする。

4.第二議題併行討議の件

P96 韓国側から、船舶及び法的地位両分科委員会進行と併行して本会議を継続開会して、第二議題である「**AGENDA** と将来会談のための具体策研究の件」を討議しようと提議したが、

日本側からは、元来本件は韓国の **AGENDA** を要請したところ、梁博士が日本側で想定議題を調整提出せよとしたものだ、だから日本側の提案が準備できてないので待つて欲しいという答弁があり、

韓国側からは

i 本件は問題の実質的内容を討議決定するのではなく、将来会談の具体的方策だけ定まれば良いのだから、準備云々は簡単だ。

ii 今回会議の進行を促進させるために併行するのを望む。

P97 iii 併行審議するのが外部に対しても、双方の誠意を表示するものだ。

という諸点を指摘し、強硬に主張した結果、

日本側から、最短期間内に準備するという答弁があつた。

4.閉会 午前十一時十分(十一時二十分から継続して分科委員会を開始した)

添付書類

1. 十月三十日梁祐燦大使の声明書(写本)

2. 十月三十日日本政府の声明書(写本)

追伸 次期会期は

(一) 分科委員会で議決した事項及び未解決事項等の報告を本会議に提出する時

(二) 第二議題に関して日本側が準備を完了した時、即時開催することで合意した。

添付書類
|

Statement by Ambassador Yeu Chan YANG
For release at 3:00 p.m., Oct. 30, 1951

Representatives of the Republic of Korea are currently meeting with the representatives of the Japanese Government to study means of ensuring full rights of Korean nationality, property protection and restoration, moral opportunities for business activities, guarantees against arbitrary deportation, and enjoyment of equal civil liberties for the Korean population in Japan.

An agenda for the consideration of other pending problems between the two Government is also slated for discussion and is expected to be drawn up as part of the present Conference. Concurrently, a committee has been appointed to confer with Japanese spokesmen concerning the question of the return of certain ships to Korea.

I am satisfied that the Conference is proceeding with full recognition on both sides of the importance of solving these problems and of there by laying a foundation for future, harmonious and mutually advantageous relations between the Korean and Japanese nations.

260

0176

However, for the purpose to stabilize the mutual personal status relations, involving the nationals of the two countries, it was finally agreed on the point that it would be proper for each Government to recognize the treatment of the matters concerning the personal status relations by the other Government pursuant to its national law.

261

0177

P100 3-6. 第六次、1951.11.8

P101 韓日代第 2555 号

檀紀四二八四年(一九五一年)十一月九日

大韓民国代表団駐日代表部 大使 申性模

外務部長官 貴下

第六次韓日會議経過報告の件

標記の件別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第六次韓日會議経過報告書

P102 韓日會議第六次 (十一月八日) 経過

一、開会 十一月八日午後二時十分

二、出席者

日本側 代表、千葉、田中、平賀、他後宮、今井、佐治

韓国側 代表 梁祐燦大使、兪鎮午、林松本、葛弘基、他金東祚、洪璉基、金泰東、朴東鎮

SCAP側 Sullivan、HAWLEY、BASSIN

三、経過概要

A. 日本側議題提出

開会劈頭日本代表千葉が「**AGENDA** 第二討議のための準備があることを発言し、一九五二年初期に左の諸点の討議のための韓日本會議を開催しよう」という提案があった(別添日本側提案参照)

P103 1. 外交再開

2. 在日韓人の国籍確定協議開始

3. 財産及び請求の解決のための協議

4. 漁業協定

5. 海底電線譲渡協定

6. 通商航海条約

7. その他の問題

B. 韓国側提案

韓国側からは別添のような議題を配布提出し、日本側が明春に討議しようと言うのは余りに遅い。梁大使が吉田首相と井口氏と面談した結果は、平和条約発効前に全ての懸案の

P104 解決をしようということだったし、その前に速く推進しなければならないだろう。韓国側提案に日時を入れたのは、多少状況に依って変更しても良いし、漁業協定や通商航海条約等は日本が他の国と近い間に締結するそうだから、それを基礎に多少修正すれば良いだろう。また財産と請求権を第一に掲げたのは、他に模倣する見本がない問題であり、技術的な問題のようなので時間を要するようだから、これを最初に解決しようということだ。梁大使との会談において井口氏は、「今回の會議は在日韓僑問題と船舶問題を決定すれば終了するだろうから、その後前記一般問題討議のために適当な人を任命して、必要に沿って

P105 釜山、東京を来往して研究し、**DULLES** 氏のように活躍するようにしたい」ということだった。とにかく双方で本件討議を、二種の代表を任命するならば明日からでも研究調査を開始できると思うと梁大使が発言した。

C. 日本側反響

これに対して日本側代表は、梁大使が吉田や井口に会って、平和条約発効前に解決する

という合意をされたのに対しては自分は知らない事実であり、日本は現在臨時国会開会中で本会議がまた継続開会されるので、韓国側提案のように早急に会議を開始するのは物理的に困難だ。(PHYSICAL DIFICULTY) 明春に交渉を開始するしかないが、平和条約の発効する前に結論を得られたら幸いに思う。

P106 韓国側から、明春までこのような問題を討議しないということなのか、それなら理由は何なのかを反問したが、

日本側から、準備不足が理由でありできるだけ早くしようとするが、明春までは不可能だという答弁で、

これに対してわが側は「日本側が準備不足なら、即時協商を開始して研究するのが良いこと」で、また井口氏は「韓国問題を理解する人を任命して準備を促進するから、韓国側で推薦しろという要請もあった。日本側が言う[明春早期](EARLY NEXT SPRING)とはいっ頃か」と質問すると、

P107 日本側では、任命問題はそうだが駐日代表部と随時連絡すれば良いだろうし、明春二月中に開始するという答弁があり、

韓国側から漁業、通商航海は簡単に先例を追えるだろうが、財産請求権は日時を要するから分科委員会でも何でも良いから、その間相互研究する機関を設置任命し、すぐに討議を開始させた後に、その結果を明春の本会議で最終的に決定するのが良いと言ったが、

日本側からは明年二月に再開すれば良いので、その前の連絡機関(LIASON BODY)の折衝は不必要だということだったが、とにかく日本政府高官にもう一度具申相議すると言った。

P108 D. 韓国側最終提案

最後に韓国側は一九五二年二月四日(月曜日)に、日本側が提案した春季本会議を開会することを提案し、前回提案したように中間機関に準備案を作成させ、その時提出させようと提案した。

その時にまた準備不足という言葉は二度とできないだろうから率直に誠意ある態度を強硬に要請すると提案したが、

日本側から、政府当局と討議して月曜日(十一月十二日)回答するとした。

三、閉会 午後二時五十分

Proposal by the Japanese side
on the Conference of 8 Nov. 1951

A conference may be convened in Tokyo in early spring of 1952 to discuss and establish basic matters concerning mutual relations between Japan and the Republic of Korea including:

- a. establishment of diplomatic relations.
- b. establishment of nationality of residents
- c. commencement of negotiations for settlement of claims between Korea and Japan.
- d. commencement of negotiations on fishing rights.
- e. commencement of negotiations on transfer of marine cables.
- f. commencement of negotiation of treaty of commerce and navigation, and establishing of relevant principles to be followed pending conclusion of such treaty (such as principles of most-favored-nations treatment, etc.)
- g. other items to be agreed upon.

271

0187

A PROPOSAL ^{AND} THE DEVELOPMENT OF AS-SENDA

1. Property and Claims

November 24, 1951

Tokyo.

2. Fishery

January 5, 1952

Pusan.

3. Commerce and Navigation

January 21, 1952

Tokyo.

4. Ad Hoc Matter

272

0188

P111 第六回会談で林代表が開陳した意見要旨

前回会談で日本側から「財産及び請求権管理に関する協定の基本要綱」とその説明要旨の提出があったが、質疑に入る前に韓国側ま意見を開陳いたします。

まず初めに日本が考える方式が、未だに旧支配関係の惰性を止揚せずにいるという印象を持たざるを得ないと同時に、韓国の「富」の大半が日本人の財産だったという事実を照らして、過去の韓日併合に代わる新しい経済的併合という結果をもたらすと言わざるを得ません。

P112 この案に対して反問する前に、今回の提案が韓国側の非常な関心と反響を引き起こす重大な案だということを了知しなければならないということを思います。

累説明の内、

日本は平和条約第四条 **B** 項を保留、又は条件付承認したものと解釈する文言

「国際法上適法に行われた財産の処分に限る」を認定したからと、米軍政府で出した法令第三十三号の処分を条件付承認と解釈する文言、平和条約第十四条、第十六条の処分は、日本が「合意」 **Consent** したから初めて可能なもので、第四条 **B** 項においての米軍政府の「処

P113 分」に対しては、「合意」してないという意見、また「在韓日本財産処分に關して占領軍として当然米軍が持っていた処分権は、交戦国でもなく占領国でもない第三国(韓国)へ米國が移譲したとするなら、これは明白に国際法の原則を無視したものと云わざるを得ない」云々またなかんずく韓国動乱に依る日本人財産の損失責任を問責し、この補償を要求するかのような文言があるが、これは余りにも国際正義または韓国民族精神を無視した極限と言わざるを得ません。

本委員会は分科専門委員会ではありますが、第四条 **B** 項に含まれている法的政治的背景、

P114 即ち法令第三十三号 **Vested in and owned by** 云々に表れている基本精神ないし背景を認識した後に出発しなければならないと考えます。

平和条約第四条 **B** 項は同第二条 **a** 項と対照して、韓国の政治的なことだけでなく経済的独立を考慮したものと解釈し、なおかつそのように確信しています。もう一度申し上げませんがもしも本条(第四条 **B** 項)に異議を抱いてその変更が(生起?)想起されるなら、韓国の独立までも否定する結果になるのであり、本委員会で云々できない重大問題が惹起されるものです。

なので本委員は他の問題はさて置き本四条 **B** 項に関する限り、韓国側の主張・解釈が絶対的最後的だということをここに声明します。

P115 (Off Record)

前日非公式会談で日本側は英国においてのインドの例を挙げて説明しましたが、「韓国と日本」「インドと英国」との関係はその根本において相異し、同一に取扱えないものと了知していただきます。私たちに関係のない外国の例を云々するのは慎まなければなりません、インドは英国との「合意」(**Consent**)下に独立した大英帝国の一連邦という事実を看過してはならないでしょう。

要は韓国と日本との見解は、このように根本的に相違しています。その根本問題を解決し

P116 ない限り、その細目にわたって韓国の意見を陳述し、また質問をすることは時間と労力の浪費と思うものです。ただ最後に質問しようとするのは、

1. 日本側の提案は、日本の最高方針に基因するものなのか?
2. あるいは本提案は本分科委員会で協議するために提出された最後のでない「仮案」と言える案なのか?

第一この案が本分科委員会で協議するための仮案だとしたら別問題にして、日本側の最高方針に基因した案だとしたら、韓国はこの問題に関するかぎり、これ以上会談する会談する余地もなく、またその必要もないと断言するものです。

P117 3-7. 第7次、1951.11.12

P118 韓日代第 2591 号

檀紀四二八四年(一九五一年)十一月十六日

大韓民国代表団駐日代表部 大使 申性模

外務部長官 貴下

第七次韓日會議経過報告に関する件

標記の件に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第七次韓日會議経過報告書

P119 韓日會議第七次会談経過

一、日時 十一月十二日(月曜日)午前十時二十分

二、出席者

日本側 前回と同一

韓国側 前回と同一(ただし金総領事帰国不在)

SCAP 側 Sullivan 書記官、BASSIN 法務官

三、経過概要

會議は午前十時二十分前回会談會議録に関する日本側発言で開会し、前回韓国側が提案し件に対して左のような答弁があった。

1. 前回韓国側から日時の問題を話したが、日時を確定するのは双方に不便と言うか「二月上

P120 半期中」(FIRST PART OF FEBRUARY)とだけ定めて、状況に依って駐日代表部と相議して確定したい。

葛博士から来年二月開会前に準備討議しようという提案があったが、

日本側は「準備ができてない」という前回の回答を反復するしかない。その間にでも何か質疑事項があれば、日本政府関係各省ではこれに応じて研究もする。また連絡官または連絡官たちが任命され非公式に推進もできるが、これは明春の會議に備えて緊密な連絡を保持するためのもので、決して會議の分科委員会や、または交渉をするためのものではない。

これに対して韓国側首席代表から、明春二月上旬半期に會議を開始するとしても、日本側 **P121** の準備が完了するのかに対する保証を受けられず、今回の會議においてと同一な結果を招来しないか、双方が率直で誠意ある討議をするならば、一週間もあれば問題を全部解決できるのに、明春再び日本側の遷延に逢着しないという保証を受けられるのか、何を完遂したのかという質問をしたのに対して、

日本側からは今回の会談の成果を、法的地位においては両側の主張する見解が明白になったことで、今回韓日間に交渉する議題も明白になったので、会談の成果があったと思う。原則問題が解決すれば細目協定は簡単だろうという答弁があった。

韓国代表が、日本政府も対日平和条約発効前に韓国と協定を締結する意思だと聞いているし、首相と井口次官が同意したことがあったのに、明春発効時前に双方が研究準備する

P122 ことが当然だと反駁したが、

日本側からは、自分たち側内部の問題だが準備ができていないことと、対日平和条約発効時まで最小限度「修好条約」または「両国国交再開の基本条約」は締結されなければならないだろうし、平和条約の中に韓国関係の日本側義務規定が若干あるが、これは韓国に

対する直接関係ではなく、形式的に両国間の直接協定が必要だろうし、吉田や井口が話したのも韓日間の全懸案を一挙に全部解決しようという意思ではなく、「基本協定」を話したものだ」と理解するという説明があった。

韓国側から、今回の会談においても日本側が遷延しているもので、今後の協議のための具体策を討議しないのではないかと言ひ、今回の会議の性格範囲に関する討議があり、

P123 日本側からは、**積極的な**事務の重圧に依って準備が早くできないということで、日本側提出の議題の中にも明年二月まで準備ができないことがあると言ひ、

韓国側代表は、それなら結局日本側は「両国間の外交関係再開」は明春にしようということかと反問すると、

日本側からは結局、日本側提案の **a.b.**及び **f.**だけが可能だということだったので、韓国側から、日本側の態度は完全に遷延しようというもので、このような問題を早く解決し、両国共同の脅威に対するのが良いと力説したが、

日本側から結局、それ以上この場で約束できないということだった。

P124 韓国側から、法的地位と船舶問題討議においても遷延策が適用され、日時を浪費していると言ひ、

日本側からは、現在両分科委員会で日本側が特に遷延させた例があるなら言ひたいという要請があり、明年二月前に問題を研究準備することに対しては、再び日本政府内の意見を聞いてみるということだった。

韓国側から、漁業協定と通商航海条約も現在、日本が他国と交渉中のものがありこれを基本として、「インドネシア」や「韓国」とも同様な条約を締結できる。「インドネシア」とも漁業協定をすぐには締結しないと言ひ、

日本側では、関係部省から聞いたことを伝えただけで、「インドネシア」とどうするか知らないということで、日本政府関係部省にもう一度問い合わせろという韓国側要請を受諾

P125 し、次期会議(分科委員会の結果に照らして日時を決定することにした)で答えると言ひ、

四、閉会

午前十一時二十九分

P126 3-8. 第8次、1951.11.22

P127 韓日代第 2620 号

檀紀四二八四年(一九五一年)十一月二十四日

大韓民国駐日代表部 大使 申性模

外務部長官 貴下

第八次韓日会議経過報告に関する件

標記の件に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 第八次韓日会議経過報告書

P128 韓日会第二十一号

檀紀四二八四年(一九五一年)十一月二十四日

対日講和会談大韓民国代表团 団長 梁祐燦

外務部長官 貴下

第八次韓日会議経過報告に関する件

標記の件に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するもの

です。

別添 第八次韓日会議経過報告書

P129 第八次韓日会議経過

一、開会 十一月二十二日(木曜日、米国秋収感謝祭)午後三時二十二分

二、出席者

- 1.日本側 千葉、田中、平賀代表、今井、佐治参観
- 2.韓国側 梁祐燦大使、金溶植総領事、兪鎮午、林松本、葛弘基代表、朴東鎮秘書、
金東祚局長、洪璣基局長、黄富吉局長、金泰東理事官参観

SCAP 側 Sullivan 書記官

三、会議経過

1.二月に再開する会議に関する日本側答弁

前会の会議で明年二月には韓日間諸懸案を全部討議決定できるのか、明確な回答を要求解決したが、

P130 日本側代表は、前会の会議で「明年二月までも十分な準備を完了できない」とした発言を多少修正すると前言し、「財産及び請求権に関しては日本政府関係部省と相議した結果、二月の会議で討議を開始できるということと、また漁業協定に関しては現在米・加両国と交渉中だが、最近インドネシア及び豪州側から交渉を受けている。故に米・加会議の後に続いてインドネシアと豪州と会談しなければならないだろう。ただ漁業に関する日本の専門家の数字が不足して、明年二月に韓国と交渉を開始できるか疑問だ。二月まで以上各国との協定が完結すれば勿論、韓国と交渉を始められるだろうが約束はできない。通商航海条約に関しては日本の立場がより困難だ。即ち、米国と通商航海条約交渉をすぐ始めることになるのだが、色々重要な問題が多くて時間がかかりそうなので、平和条約発効時まで

P131 韓国とこの条約を締結できるかわからない。また通商航海条約は韓日間の重要な案件を含んでいるので、日米条約をそのまま見本にはできないだろう。しかしもしも韓国政府が韓日通商航海条約草案を作成し、明年二月会議に提出してくれるなら、受理して研究するが、交渉開始は困難だろう。以上のような日本側の立場を韓国側で広く諒解していただきたい」という発言があった。

韓国側梁大使はこれに対して、井口を通じて倭島と面会を頼み会見したのだが、「十分に日本側が準備できることを絶対に保証する」ということだったし、井口氏とも面会し韓日条約等を締結するのかわからないのか文書で確答して欲しいと言うと、これまた絶対にするという答があったが、今日千葉代表の話は違うので理解するのが難しいと反問すると、

P132 日本側から、「井口氏や倭島氏が間違っただけを言う筈がないので、結局その方たちの話は『財産及び請求権の件』に関する話だろう」と回避した。

2. 平和条約発効時まで条約締結ができなかった時の措置

梁大使が、**AGENDA** に列挙した各項は日本側が提案したもので、これを決定しようというものだが、日本側が遷延させることの不当さを指摘し、特に日本が漁業協定の早期締結を回避するのに関して、もしも平和条約は発効し条約が締結されなかったら、韓日両国の漁業において常に紛争が発生するだろうと言うと、

日本側代表は、通商航海条約のようなものも複雑で困難なのだが、平和条約発効時まで条約ができなかったら結局中継ぎするのに必要な臨時協定(**PROVISINAL**

AGREEMENT NECESSARY TO CARRY ON)でもする必要があるので、現在 **SCAP** と韓国が締結した通商協定と海運協定を継続施行するように延長措置をすれば良いだろうと言うので、

すぐに梁大使が、「漁業問題も含むのか」と質問すると、一旦、そうだと答え、

再度梁大使が、「それならマッカーサー線を延長施行すれば良いではないか」と確認すると、

日本側は、米・加・日漁業協定を見本にしても、マッカーサーラインを是認する結果にならないだろうということと、暫定的な措置で協定できるという答弁があった。

韓国側から、それならば日本政府上層部と連絡して、平和条約発効時まで条約ができなかった時は、現在 **SCAP** が制定した一切の措置、例えば通商・海運協定、マッカーサーラ

P134 イン等は、そのまま延長施行するという根本方針を回答して欲しいと要請すると、

日本側からは、明年二月にすれば良いので、漁業に関しては条約がなくても国際法の原則が適用され、公海自由の原則に沿うだろうし、研究する問題なので二月にでも回答するという事だった。

金総領事が通商・海運協定を延長できて、マッカーサーラインは延長できない理由を聞くと、すぐに

千葉は「この点に対しては自分としては答えられない。研究して相議はする」という答弁だった。

梁大使が、日本の態度を文書で送って欲しいと要請した。

P135

3. 明年二月までの準備問題

韓国側からは、明年二月まで本会議が続くと主張したが、

日本側は、本会議は一旦終了して明年二月までの期限には資料、情報等の要請が韓国側にあればこれに応じるだろうし、本会議外で意見交換(**EXCHANGE OF VOIEWS**)をすることを希望するという主張があった。

4. 在日橋胞法的地位分科委員会報告書受け取り討議

a. 兪代表から、題記分科委員会の韓日両国代表を代表して分科委員会の経過と共同報告書提出の経緯、及び共同報告書に添付された両国の主張の要約文は参考資料として供するという報告があり、報告書を提出した。(共同報告書は第九及び第十次同分科委員会経

P136 過報告に添付し、既に本国政府に上達した)

梁大使は、韓国側が主張する一九四五年八月九日以前から日本に居住する韓人の特別取扱要求を敷衍説明し、このような韓人にも一々永住許可申請をさせ、二千元ずつ取るのは不当だと説明をしたところ、

日本側から、その点は分科委員会で討議されると思うということだった。

b. 国籍問題原則論

韓国国籍取得と日本国籍喪失という根本問題において、時期を決定するのは各自国内法で処理できるが、**日本側の見解はこの人たちが平和条約発効時まで日本人だと考える**という発言があると、

P137 梁大使は、日本人ならば解放後今まで過去六年間選挙権をくれたのか、韓人が何時か日本人になったことがあるのか、代表ない課税 (**TAXATION WITHOUT REPRESENTATION**)は不当でないかを追求すると、すぐに

日本側からは、一九一〇年乙巳条約で韓人が日本人になったということで、納税者に参政権を与えるのはフランス革命以後初めて生じたものだと答弁したが、

梁大使は、絶対に韓人が日本人になったことはないと答弁し、フランス革命云々は**不当だ**。韓国は日本の羈伴(**束縛**)から一九四五年八月九日解放されたので、韓人は絶対に日本人になったことはない。日本は「ポツダム宣言」を受諾しなかったのかと質問する

と、

P138 日本側が「歴史的な話は止めよう。ポツダム宣言は条件付で受諾した」と言うので、梁大使、「何を言うのか。日本が『ポツダム宣言』を無条件に受諾しなかったとは、世の中にこんなことがあり得るのか。大韓民国は主権国家であり、日本は主権国家ではない。世界各国が承認した主権国家である大韓民国の国民が非主権国家の国民だとは何をぬかすか」と難詰すると、

日本側から、「ポツダム宣言」は無条件に受諾したものを言い間違えた。主権国家云々の問題を主張するなら、日本側代表はこの会議で発言もできない。今日の討論の主題から少し距離が遠のいたようだが、結局韓国国内法に依って韓国国籍を取得し、日本の国内法から見て日本は国籍所持者なので、二重国籍者になる」と言ったのに対して、

P139 韓国側からは「それは誤見である。われわれはそのような主張を認めない」と答弁し、日本側が臨時に永住許可手続きを簡便にするという内容について問議すると、

日本側では、分科委員会で討議されたことだから、また反復しないと答弁した。

5. 分科委員会報告書修正

韓国側代表が分科委員会報告書Ⅰの(1)(2)はもっと簡単にして修正して欲しいという要請をして、別添のように修正することで可決した。

四、閉会

来週水曜日午前十時再開することにして、午後四時四十五分散会した。

COPY

RECORD OF PROCEEDINGS

November 22, 1951

The delegates assembled at the conference table at 3:25 P.M. Dr. Yang asked Mr. Chiba if he would open the discussions. Mr. Chiba replied by indicating that the nationality sub-committee report was still being typed and would not be ready for several minutes. He suggested that the conference turn to other matters until such time as the report was ready.

He referred to Dr. Yang's request at the previous meeting that the Japanese Government reconsider its disposition toward those items of the agenda which it would be prepared to discuss at the proposed conference in February. He indicated that he was now prepared to revise his previous statement to a certain extent. In particular, he advised that his Government would be ready in February to consider the question of claims and property. On this subject the Japanese Government would like to hear in February the proposals of the Korean Government and would also have certain proposals of its own to submit.

As far as the discussion on fisheries was concerned, Mr. Chiba explained that the Japanese Government was approached by Indonesia and Australia considerably prior to the opening of these present talks and that it feels obliged to negotiate with those two Governments first after the completion of current discussions with the United States and Canada. It was the earnest hope of the Japanese Government that the Indonesian and Australian arrangements would be completed prior to February, these

303

0218

P141

permitting negotiations at that time with the Korean Government. However, in view of the limited number of experts within the Japanese Government on this subject, Mr. Chiba indicated that no promises could be made at this time concerning the readiness of the Japanese Government to negotiate at any fixed date.

As for the treaty of commerce and navigation, Mr. Chiba found the Japanese Government's position even more difficult. He said that discussions were being undertaken within the very near future with the United States on a treaty of commerce and navigation, but that there was no indication when these would be completed. He mentioned a newspaper despatch from Washington which suggested that the United States Government would not be concerned if this treaty were not concluded prior to the effective date of the Peace Treaty. He indicated that it might be well after the effective date of the Peace Treaty before Japan could conclude this first treaty in its intended series of commerce and navigation treaties.

Furthermore, he questioned that it was exactly correct to consider the U.S. treaty as a pattern for a treaty between Korea and Japan, where there existed so many problems peculiar to the two nations. At any rate, Japan's ability to negotiate such a treaty was limited by the scarcity of experts available to the Japanese Government. The department in charge of such matters advised that negotiations would not be possible much before next June. If, however, the Korean Government should have a draft treaty available for discussion in February, the Japanese Government would be pleased to accept it and to study its provisions but could not assume to

to enter into negotiations on it at that time.

In conclusion, Mr. Chiba expressed the hope that the Korean Government would be prepared to meet with the Japanese Government in the first part of February on the basis of the understanding outlined above. He knew that they fell rather short of what the Korean Government had expected but he wished to assure the Korean delegation that this was the best which the Japanese Government could offer at this time.

In reply, Dr. Yang stated that he had held a long discussion with Mr. Wajima of the Japanese Ministry of Foreign Affairs on the evening of November 12. This discussion arose as a result of Dr. Yang's conversation with Mr. Iguchi earlier that day. In the course of the discussion, Mr. Wajima had "guaranteed" that the Japanese Government would be prepared to take up all matters in February, he said that the contrast between this statement and Mr. Chiba's present statement left him puzzled since he felt sure that he and Mr. Wajima had understo~~od~~ the significance of all that passed between them. Mr. Chiba pointed out that he had taken the trouble to consult with Mr. Wajima before this meeting to determine exactly Dr. Yang. It was his understanding that Mr. Wajima's use of the term "fully prepared" pertained only to claims and not to fisheries or commerce and navigation.

Dr. Yang said that what he was talking about was the entire agenda and that if these discussions are confined only to claims, the two Governments would not have concluded a bilateral treaty in any sense of the word. For example, if the Peace Treaty went into effect prior to the conclusion of some arrangement concerning fishing rights there would inevitably be incidents involving Korean and Japanese fishermen which could only lead to unfortunate results. It was these results that he was trying to avoid by proposing an early settlement of the fishing question prior to the effective date of the Treaty of Peace.

305

10220

Mr. Chiba agreed that such a circumstance might regretfully be true, but that it would result not from any deliberate intention but only from the physical impossibility of concluding a fisheries agreement in the necessary time. As for commerce and navigation treaties, he cited the example of negotiations between United States and Colombia which he understood consumed a year and a half. He thought it would not be feasible to expect the completion of any negotiation between Korea and Japan on commerce and navigation prior to the effective date of the Peace Treaty. However, he considered that an arrangement could be made extending the current relationship between Korea and SCAP or else merely applying the principles outlined in Article 12 of the Peace Treaty.

Dr. Yang asked if the Japanese Government would be willing to develop a similar interim arrangement with respect to fisheries and to maintain the MacArthur Line on the basis of temporary agreement prior to the conclusion of a formal fisheries treaty. Mr. Chiba indicated that he did not desire to go into the substance of the fisheries question but suggested that a study of the Japanese position in negotiations with United States and Canada made it clear the Japanese Government does not consider the restrictive concept of the MacArthur Line as desirable. Their best hope to avoid entanglement on the fisheries issue with Korea is to achieve speedy negotiations with Indonesia and Australia thus clearing the way for an agreement with Korea. He suggested that it might be pertinent for the Korean delegation to submit a proposal for the continuation of the MacArthur Line in February in the event that the Japanese Government is not ready at that time to talk concretely about the fisheries issue. He could not assure

306

0221

Dr. Yang of the nature of Japan's answer to such a proposal but indicated that his Government would be glad to entertain the idea.

Dr. Yang proposed that the Japanese Government address a letter to the Korean Government agreeing that all original arrangements between the Republic of Korea and SOAF be maintained pending the independent settlement of new procedures directly between the Republic of Korea and Japan. This would include such matters as the present situation until a more adequate solution could be found. In particular, it would prevent the problem of poaching in fishing grounds that might lead to disturbing incidents.

Mr. Chiba stated that again he hesitated to go into the substance of the fisheries question, but felt that even in the absence of some specific arrangement there were international usages that would apply and would govern fishing in areas of common concern to the two countries. He felt that this was the normal procedure and that specific agreements were the exception. He pointed out that while the Koreans might consider fishing by Japanese across the current MacArthur Line as poaching, from the Japanese point of view it was merely the exercise of normal fishing rights and the MacArthur Line constituted a restriction upon those rights. He repeated his previous suggestion that the matter be brought up in February and not at this time.

Dr. Yang asked why it could not be brought up now. Mr. Chiba explained that such a provisional arrangement would rejudge and would very likely become a permanent state of affairs. He pointed out that in February there would be three possibilities with regard to fisheries (1) the Japanese would be prepared to discuss and reach agreement with the Korean on the

307

60222

subject, (2) both countries could agree upon a provisional arrangement pending ultimate solution, or (5) nothing could be done in February and an ultimate solution would have to await the readiness of both sides to reach a permanent agreement.

Mr. Kim asked why an interim agreement could be proposed for commercial relations and could not be considered for fishing. Mr. Chiba replied that, to be quite frank, the current commercial arrangements were quite satisfactory to the Japanese Government. Mr. Kim asked if this implied that the MacArthur Line was not satisfactory. In a laughing manner, Mr. Chiba stated that out of consideration to the observer, he felt that he would prefer not to answer that question directly.

Dr. Yang, in summing up, asked that Mr. Chiba check once again with Mr. Wajima concerning the latter's intentions in his previous conversation with Dr. Yang. He particularly wanted to know whether the Japanese Government would be prepared to enter into discussions on all items of the agenda in February. If not, he requested that the Japanese Government signify its willingness to maintain the current arrangements instituted by SCAP and the Republic of Korea in order to prevent any incidents between the two countries. He specified that he preferred to have this willingness stated in a written communication to the Korean Government. Mr. Chiba said that he would be willing to relay these requests to his superiors but he did not feel that much could be said on the second proposal at this time. Before closing discussion on these points, he desired to point out that in connection with the preparations for the February conference the Japanese Government would be pleased to provide information and facilities to the Korean Government if

308

0223

there are any requests for such. He felt that this could be done either through direct conferences or through the Korean Mission in Japan. He also suggested that there will be another channel established which he is not yet prepared to discuss. With reference to Mr. Chiba's mention of "conference", Dr. Yang asked if that implied this present conference would continue in session and Mr. Chiba stated that he would prefer to discuss that with Dr. Yang on some other occasion. It was then agreed to go on to the report of the nationality sub-committee which had been completed during the prior discussion.

Dr. Yu Chin O, in submitting the sub-committee's report, made the following statement:

"The Sub-Committee on the Korean Residents in Japan was appointed and called to commence its business at the Conference of Whole of the 30th of October and opened on 11:30 A.M. of that date and have had 10 meetings to date. At the 1st and 2nd Meetings which were held on 30th and 31 of Oct. respectively, the Japanese side explained the treatment of those Koreans in the past and the present circumstances as well as the provisions of the Japanese Immigration Order.

"At the 3rd Meeting held on Nov/ 2, Korean representatives presented their views on the subject. On 7 Nov., having studied the previous proposal made by the Korean side, Japanese representatives made clear their counter-views on this subject at the 4th meeting. The 5th meeting was called to open on 9 Nov. for the discussion of detailed technical points regarding the removal of personal properties which are to be carried with those Koreans who would repatriate.

309

0224

"Since both sides clarified their views fully during these sessions, it was agreed to prepare written statements of those views in order to facilitate the further discussion. The 6th and 7th meetings held on 12 Nov. and 14 Nov. respectively for further study of the written statements prepared by both sides and decided to submit the same to the Main Conference. It was also suggested at the 7th meeting that both sides draft the joint-report on the matters which have been agreed upon at the meetings. The 8th and 9th meetings on the afternoon of Nov. 14 and 17 were solely devoted to study and trim the draft of the said joint report of which final draft was adopted at Nov. 20th's tenth meeting. This final draft is the report which we have just presented here.

"Therefore, this Joint Report is a summary of the views discussed and the matters agreed on at the sub-committee and the detailed views of both sides are attached to this report. As these attached documents have been prepared separately by two parties, it is our desire to use these statements for the reference.

"We feel that the sub-committee on the legal status of Koreans in Japan have finished its business as it has presented its joint report." (A copy of the joint report, Japanese statement and Korean statement are attached).

At the completion of this statement, Mr. Chiba asked for clarification on one point. He said it was his understanding that the Joint statement constituted the report of the sub-committee and that the other two statements were attached, not as part of the report, but for reference purposes only. He would like to have that confirmed. There was general agreement on both sides of the table that Mr. Chiba's understanding was correct.

31)

10235

Dr. Yang, with reference to the sub-committee's report, stated that he would like once again to make clear the Korean position with reference to Korean residents in Japan. It was his Government's stand that there were two categories of Koreans resident in Japan; (1) those who were in Japan prior to August 9, 1945 and (2) those who arrived in Japan after that date. He felt it proper to consider those in the second category as aliens but desired to point out that those in the first category had been given the same treatment and assumed the same obligations and duties as Japanese during all their years of residence. He felt it would be improper to treat both these categories in the same manner.

Mr. Chiba stated that he was not prepared to enter into a discussion of the report as yet, since he had not had an opportunity to study it; but he felt that Dr. Yang had touched upon some matters of principle with which the Japanese Government could not agree. Particularly, the Japanese Government was not in accord with the Korean contention that August 9, 1945 was a significant date in connection with Korean nationality. The Japanese position was that Koreans in Japan were still Japanese until the effective date of the Peace Treaty, at which time they would become Koreans.

Dr. Yang asked if these Koreans had enjoyed suffrage and Mr. Chiba said no. Then Dr. Yang stated they are not Japanese nationals and have never become Japanese nationals in the true sense of the word. Mr. Chiba stated that he felt it was indisputable that they had become Japanese nationals as of 1910. But Dr. Yang replied that the fact that they had never been allowed to vote in Japan was a contradiction of the notion that these Koreans had become Japanese nationals. Mr. Chiba pointed out that the question of universal suffrage was a rather recent innovation and could not be accepted

as a proper criterion for nationality.

Dr. Yang then asked if it were not true that Japan had accepted the Potsdam Declaration and its implications with regard to Korea. Mr. Chiba replied that although the Potsdam Declaration had been accepted, its terms were not to be implemented until a Treaty of Peace could come into effect. Dr. Yang stated that he felt that he felt this was somewhat at variance with reality since Korea had become sovereign and had been recognized by the United Nations and had established a Nationality Act of its own. Mr. Chiba replied that he did not dispute the sovereignty of Korea or the effectiveness of its Nationality Act. But he pointed out that it had not been formally recognized as yet by Japan and that even if it were, it would only result in the establishment of dual nationality for the individual Koreans involved. He went on to point out that Japan could not make an exception in its ultimate treatment of one category of Korean residents with respect to any other aliens in Japan and they would all have to receive the same treatment and privileges. However, he indicated that his Government was prepared to "facilitate the change-over" for those Koreans who had been in Japan for some time. For example, his Government might consider special exceptions from the payment of the two thousand yen registration fee and would otherwise make it easy for these people to assume their new alien status. However, he desired to make it clear that once the change-over had been made there could be no distinction in ultimate treatment and that Koreans would enjoy the same privileges as all other aliens in Japan.

Mr. Chiba then proposed that the nationality sub-committee report be referred to the two Governments to see if any new proposals would be possible.

If such proposals could be made he felt the matter could be turned back to the sub-committee for discussion of these proposals. Dr. Yang asked if

P151 韓日会第二十七号

檀紀四二八四年(一九五一年)十二月十二日

対日講和会談大韓民国代表团 副団長 金溶植

外務部長官 貴下

第九次、第十次韓日会議経過報告に関する件

標記の件に関して別添経過報告書を上達いたしますので査収なされるよう仰望するものです。

別添 (1)第九次韓日会議経過報告書

(2) 第十次 " "

P152 韓日会議第九回経過報告

一、開会 十一月二十八日(水)午前十時八分

二、出席者 各国前回と同じ

SCAP 側 Sullivan 書記官、BASSIN 法務官

三、会議経過

1. 二月会議に関する日本側答弁

a. 漁業協定

日本側千葉代表は「日本政府関係当局と協議した結果、明年二月の会談で漁業協定に関する討議を開始することに決定した。これに因って事務当局者が若干事務上重圧になるだろうが、日本側の態度に対する貴側の諒解を求めるために決定したものだ」と言って、

P153 b. 日本側提案の

「c.韓日間財産及び請求件(権)の交渉開始」を「c.韓日間財産及び請求件(権)の解決」に修正するということと、

「d. 漁業に関する交渉開始」としたものを「d. 漁業協定」に修正したいということであり、

c. その他の問題

前回日本側が提案した a. 国交再開 b. 在日韓僑法的地位決定 c. 請求権解決 d. 漁業協定は二月会議で討議することにして、c.(e.)海底電線の件 f. 通商航海条約の件に関しては、その時の状況を見て交渉をすとか、前会の会議のときに話したように暫定協定を締結すれば良いという答弁だった。

P154

2. 二月までの交渉に関する韓国側見解

梁大使は「日本側が態度を改善した点を慶ぶものではあるが、二月までの間に漁業権と財産請求に関して交渉を続けて、双方の意見を交換し接近させることができるだろう。故に適当な委員会等を任命して明年二月まで、双方がもっと緊密な諒解を得られるようにするのが良策なのに、日本政府がこれを不可能だと言うのならできないではないかと質問したが、

日本側からは、日本政府は日本政府なりに研究準備しなければならないので、二月までの間の情報の交換等は良いが討議はできないし、梁大使のお言葉の趣旨には賛成するもの

P155 だが、そのままするという確約はできないという答弁だった。

これ対して梁大使は、韓国側の提案は未決の件の討議を長く延期させないことを願うせいであって、対日平和条約前に漁業や財産に関する解決をして、両国間の誤解を避けようというものであり、特に漁業において双方の紛争が起きないようにしようということなの

で、このような問題の帰結を早くしようという丁寧な説明をしたのに、

日本側からは、二月に会議を開始すれば決して日本側として、解決を遷延させる意図は全くないということと、二月に漁業協定を討議しようとする日本側が譲歩したことに関して、

P156 日本政府としては物理的困難を犯すものだが、二月会議では早急な結論を得るように努力する。また井口氏が梁大使に提議した機関を通じて、この目的を達成できるとわれわれがこの会議席上で話しても、別に決定はできないものだという答弁があり、

韓国側からは、千葉代表が決定できない点は諒解するが、日本側でもっと研究することと、海底電線と通商航海条約に関して二月会議で討議できるかを指摘したところ、

日本側からは、二月会議初期に日本側の確実な意図を発表するという答弁があり、

3. 二月会議に関する日時及び **AGENDA** 討議終結の件

P157 韓国側金代表が二月会議の確実な日時を問い合わせると、

日本側からは、開会一ヶ月位前に駐日韓国代表機関を通して正式決定するという答弁があり、日本側から本会議の **AGENDA** 討議はこれで終わったと解釈するが良いかという問いがあったが、

韓国側からは、幾つか問題が未定なので終わったとは見られないが、本会議での討議は大体終わったと見ても良いという答弁をした。

4. 在日韓人法的地位に関する検討

韓国側から、在日韓人法的地位分科委員会が提出した報告書に関して、これを本会議で検討するのか討議したところ、

P158 日本側からは、分科委員会の報告はとても明瞭に双方の立場を説明したし、これを本会議で討議するのも良いだろうが、韓国側から接近してくれる用意があるならば、再び分科委員会に詳細な点を討議、合意させるのはどうかという提案があった。

これに対して韓国側からは、「日本側提案は建設的なものと思われるので、分科委員会に再び討議させるとしても日本側で少し譲歩することを分科委員会に指示していただきたい。韓国側も分科委員会韓国代表に新しい指令をするので相互協調して、分科委員会で合意し

P159 た結論は再び本会議に報告させ、不合意な点があったとしても本会議で解決するようにしようという答をした。

日本側から「分科委員会で韓国側は退去強制に対してとても強硬な態度を取っているが、日本政府としては出入国管理令は十分に国際慣例と合致するもので、韓国側が強硬な態度を緩和しない以上分科委員会は続開しても別に成果がないだろう」と発言したが、

韓国側からは「分科委員に新しい指令を下すだろうし、韓国政府は追放を全面的に拒否するのではなく、不必要な追放を日本政府が敢行しないという保証を要求するものである。

P160 左翼系分子たちは、日本が在日韓人を全部追放する等の宣伝をして、在日韓人の中に不安感を醸成している事実を照らして、日本政府の確実な保証が必要なだけでなく、このような不純宣伝は日本側にも責任があると思う」と言ったのに対して、

日本側からは、そんな路線があって分科委員会が追放に関して満足するだけの結論に到達することを希望するという答弁があった。

四、閉会

十二月四日(火)午前十時再開することにして、午前十時四十四分散会した。

P161 3-10. 第10次、1951.12.4

P162 第十次韓日会議経過報告

一、日時 一九五一年十二月四日午前十時十八分

二、出席者 日本側及び韓国側前回と同じ

SCAP 側 Sullivan 書記官、BASSIN 法務官

三、会議経過

1. 法的地位分科委員会の事業に関する件

韓国側から、法的地位分科委員会だけでは進展があったという様子だから、継続して会合をし合意に到達させるのが良いとことと、特に追放に関しては韓国政府は、在日韓人の退去強制を全面的に否認するのではなく、在日韓僑間に紛争を起こす何人かの分子を追放するのには反対しない。少数の悪質指導者を追放することで在日韓僑のほとんどの治安攪

P163 乱はなくなるだろうと思うが、米国でもこのような少数の悪質分子を強制退去させ良い結果を見たという説明をして、日本政府と駐日代表部が協力して韓人の中の秩序攪乱首魁者の名簿を作成することもできると考える。しかし最近在日韓僑に日本が大量追放をするという宣伝をする分子がいるので、これに対して反対宣伝をし、ある種の確約をする必要がある。法的地位分科委員会で適当な声明文を作成し、日本側は韓人を大量に追放しないということを明確にすることを希望すると発言したが、

日本側からは、退去強制の前に共産分子首魁を識別する方法如何と、反対宣伝に必要な日本政府の確約は出入国管理庁当局の確約で良いのか、という質問があり、

P164 韓国側からは、共産分子識別は日本の国内法に依って法的手続きを踏んでするだろうし、日本政府の大量追放しないという意図確認は分科委員会で決定するものだろうが、とにかく重罪や政治的破壊分子以外のほとんどの在日韓人は、追放されないから安心して居住できるということを明白にすれば良いだろう。現在共産分子と目星がついている韓人のほとんどは、ただ共産分子の煽動に依って附和した分子だと考えると答えた。

日本側から、韓国政府が在日韓人の内悪質共産首魁者と判定した者の名簿を準備したものがあのか質問したが、

韓国側からは、駐日代表部と連絡協調して判定するだけでなく、退去強制の具体的実施方法等で協定して欲しいと答えた。

P165

2. 梁大使離日に随伴する協議

韓国首席代表が来週木曜日午前ソウルに帰任するという話をして、首席代表が離日後は金溶植副首席が首席代表の職務を代行することと、現在継続中の両分科委員会はそのまま続開するだろうという宣言をしたので、

日本側でこれを諒承した。

3. 二月会議に対する態度

韓国側首席代表は二月会議で重要案件が早急に解決協定され、条約を締結するよう希望することと、過去の韓日両国は最も隣接した国として過去を清算し、新しい関係を樹立しなければならぬことと、われわれが会議で討議する問題は、もっと大きな両国共通の問

P166 題である共産勢力の侵犯脅威に比べてより小問題である。現在東南アジア各国が全部韓日会談の去就を注目している。アジアは合してのみ生きられるのだ。合同するにはある程度の譲歩が必要なのだが、現在の譲歩は将来に数千倍の所得になって返って来るだろう、ということを強調した。

4. 日本政府特使派遣問題

梁大使は非公式情報だが、日本政府が韓国に特使を特派するという噂があるが、すぐに日本の特使が訪韓するのは賢明でないということと、本会談で多少の成果を挙げて、日本政府が韓国との基本的諸協定をする用意があるということが、韓国政府や韓国一般大衆に理解される時までは出発しない方が良いという意味を表明した。

5. 梁大使帰任挨拶及び日本側答辞

P167 梁大使が任地に帰還するのに際して簡単な挨拶の言葉があったが、日本側からも過去の共助と日本側の不準備で韓国側に失望を与えた点を謝り、日本は平和条約も批准し外務省機構改革も終了したので、今後はより韓日間の問題に専心できるだろうという答辞があった。

6. 報道発表の件

梁大使離日に際して明朝井口・梁・SEBALD 間で共同声明書等を作成することに決定した。

四、閉会

本会議は在日韓僑法的地位分科委員会が結果を報告上程する時まで休会することにして、午前十時四十八分閉会した。

(添付書類) 共同声明書 写本

P168

C O P Y

Ambassador You Jhan Yung made the following statement on the eve of his departure for Washington, D.C., December 5, 1951.

Naturally I am sorry that a larger area of peace agreement has not been achieved before it has become necessary for me to return to my duties in Washington.

I am hopeful that there will soon emerge a satisfactory, fair and friendly settlement between the two countries, so that we go on into the future as good friends working in mutual helpfulness for stability and peace in this part of the world and for the economic betterment of both our peoples.

It would be a great mistake to delay agreement on the outstanding issues. Delay inevitably raised the question of the sincerity and intentions of the Government that insists on postponement.

The most important objective that could now be achieved is the creation of an atmosphere of trust and good will. I believe it is wise for the Government and people of Japan to show their earnest endeavor to create that trust in the minds of Koreans. On numerous occasions I have stated the necessity of our two countries -- Japan and Korea working together for the common good against that monstrous enemy -- Communism. We have to prove to the free nations of the world how well and how friendly we could work out our mutual problems. At this point, I would like to say that I enjoyed working with your Japanese Government officials and delegates, and I am very confident that all our fundamental problems will be satisfactorily settled before the Japanese Peace Treaty goes into effect. For the sake of the future, and to guarantee mutual peace and co-prosperity

331

0246

we must decide today instead of putting off till tomorrow.

Tokyo.

332

U247

C O P Y

Address by Mr. Sadao Iguchi

Dec. 5, 1931

Dr. Young:

I am sorry to hear that you are leaving so soon. I had hoped that we would be able to reach some agreement on all the questions taken up in this conference before your departure, but I realize that the conversations have taken longer than expected and that you have important duties in Washington which cannot be neglected.

I want to thank you for the frank and cordial spirit with which you have led your delegation and I think we can say that we have discussed straightforwardly a very wide field of common concern and that a very big first step has been made in establishing the basis for close relations between your country and mine.

In connection with the conference next spring to which we are so glad you have agreed, I would like to say that it is of very great importance to my government that our relations should be established upon a firm basis of friendship and mutual respect at the earliest date. It is our intention to go into this matter fully with you next spring, so that by the time the Peace Treaty comes into force we shall have on both sides the good understanding which will enable us to live together as two friendly neighbors with common interests.

The discussions on the question of treatment of Korean residents and on shipping have not been completed, but I feel that there is greater understanding now on both sides and that it will not be long before we can work out a satisfactory solution with your colleagues.

I hope that you will go away assured of our good intentions and that you will return next spring so that we may again have the pleasure of working with you.

333

0248